

議題 2)

富良野市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する 条例の一部改正について

学校教育法の改正による専門職大学の制度化に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」において、技術管理者等の資格要件に専門職大学に関する規定が追加されるため、富良野市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する。

○改正内容

技術管理者等の資格要件に専門職大学の前期過程修了者に関する規定を追加する。

また、現在、運用実績のない「旧大学令による大学」「旧専門学校令による専門学校」「旧中等学校令による中等学校」を削除する。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、<u>工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学</u>に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において<u>衛生工学又は化学工学</u>に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において<u>衛生工学又は化学工学</u>に関する科目を修めて卒業した(<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学(<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において<u>衛生工学又は化学工学</u>に関する科目以外の科目を修めて卒業した(<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は<u>大学令(昭和7年勅令第388号)に基づく大学</u>の理学、薬学、<u>工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)</u>若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学又は<u>旧大学令に基づく大学</u>の理学、薬学、工学、<u>農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学</u>に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は<u>旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校</u>の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において<u>衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)</u>若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は<u>旧専門学校令に基づく専門学校</u>の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において<u>衛生工学若しくは化学工学</u>に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは<u>中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校</u>において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)・(11) (略)</p>